

医療経営セミナー 講演要旨 ②

相続税・贈与税の改正と資産対策



税理士法人アズール 公認会計士・税理士

長谷川 敏也 氏

相続税

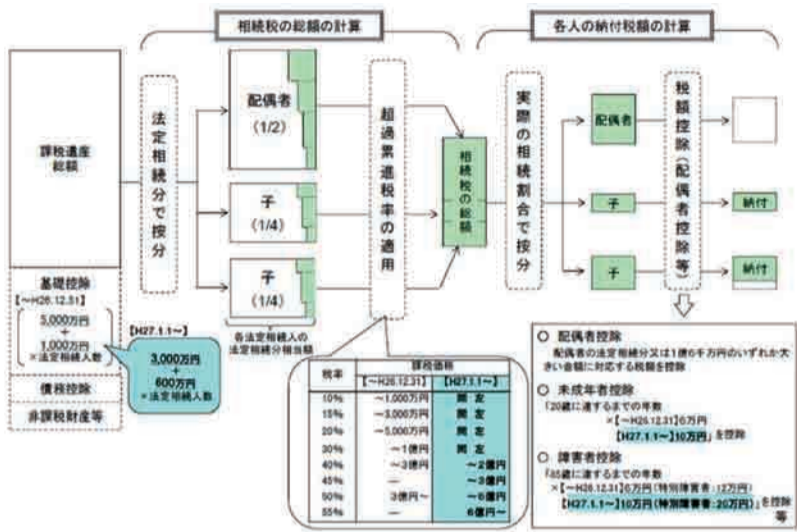
大幅な相続税の改正

相続税については、平成二十七年に大幅な改正がありました。もともとも大きな変更点は、基礎控除の大幅な減額です。数字で見ますと、これまでの五千万円＋法定相続人数×一千万円だったのが、三千万円＋法定相続人数×六百万円になっています。

相続税の基本的な仕組み

課税遺産総額がどれくらいになるかを知るためには、まず財産から非課税財産等を引きます。代表的なのは墓地や仏具、また生命保険金と退職金にはそれぞれ相続人数×五百万円の控除がありますので、相続対策として一時払終身保険を活用することが有効です。保険料と死亡保険金額がほぼ一緒ですので七十五歳を超えても加入できます。現金で

相続税の仕組み (財務省資料より)



一千万円を置いておくよりも、死亡保険金に変えておけば、まるまる非課税になる可能性があるというわけです。受取人をあらかじめ指定できること、甥・姪や子の配偶者など法定相続人でない親族でも指定できることもメリットです。他では寄付も非課税財産となり

法定相続分または一億六千万円までは六九二〇万円、合計で一億四千万円になります。二次相続では税額が一気に上昇する改正になっています。しかし視点を変えてみると事例の四億五千万円に対する相続税、一億円弱なので二〇〇くらいですが、これを高いとみるか安いとみるか。預金利息などはどんなにわずかでも二〇%が課税されている。それと同率だと考えていたければ、

万円までは控除されます。詳しくは図を参照下さい。

相続税の税率構造の見直し

基礎控除額の減額に加え、さらに、税率構造の見直しもされています。まず税率区分が八段階になり、最高税率が五十五%に引き上げられました。増税になっています。

そして基礎控除を引いた残りの部分が課税財産となります。この課税遺産総額を法定相続分で取得したものととして一人一人の金額に税率を掛け、その合計額が一家の税額と計算されます。

次に一家全体の税額を、実際の相続割合で按分したものを納税することになります。したが、ここで相続税の税額控除をそれぞれに適用します。たとえば配偶者には

問題は奥様が亡くなった時です。もともとの自分の財産に、先生の相続で得た一億五億円がプラスされて三億円になっていきます。これを子ども二人が相続した場合の納税額は六九二〇万円、合計で一億四千万円になります。

相続税の早見表 (平成27年1月1日以後の相続)

Table with columns for inheritance total amount and number of children, showing inheritance tax amounts for various scenarios.

※1 遺産総額は基礎控除前の課税価格です。
※2 法定相続人が法定相続分により相続した場合の相続税額です。
※3 税額控除等は配偶者の税額軽減のみとして計算しています。
※4 早見表の税額は万円未満を四捨五入していますので、実際の税額とは若干の相違があります。

贈与税

お孫さんを養子にするなどあまり大袈裟な相続対策をしなくてもよいのではなないでしょうか。大変であっても税金を払えるならよろしいかと思っています。

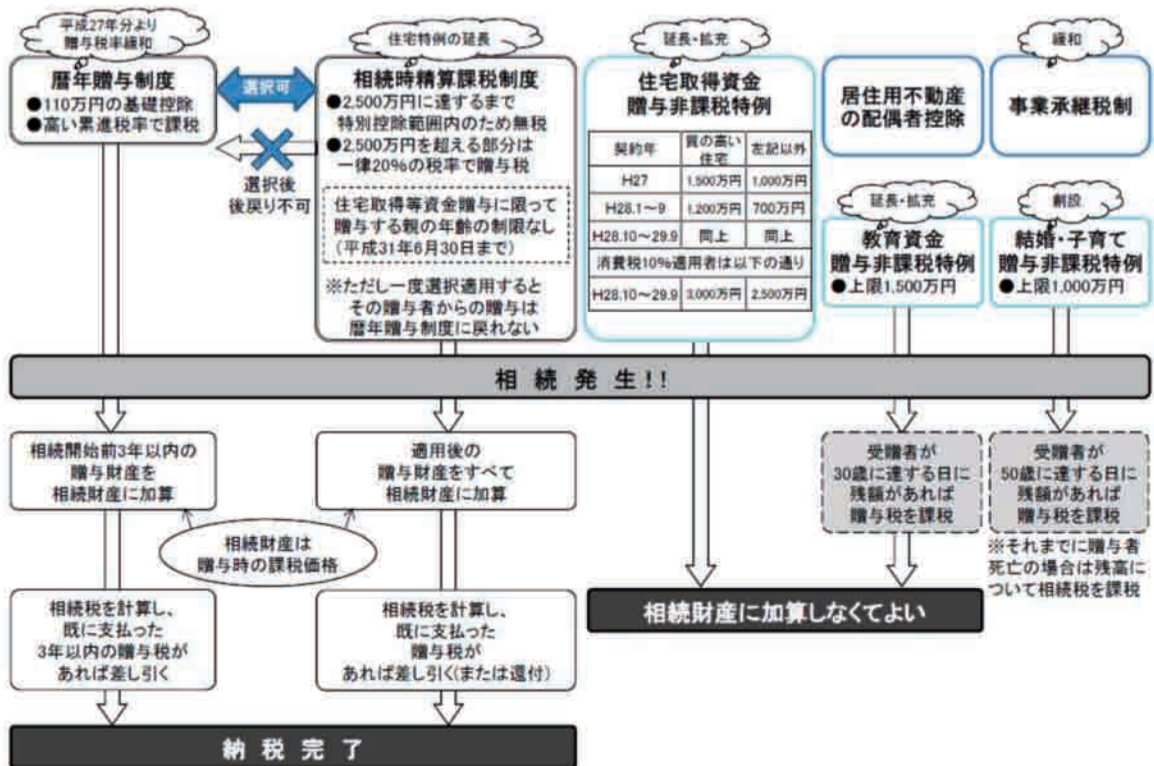
暦年贈与制度

最もポピュラーな暦年贈与制度。毎年一〇万円の基礎控除があります。五百万円の贈与だと暦年課税であれば、四九万円、約十%です。ただし、贈与される側が相続人で相続開始前三年以内の贈与の場合は相続財産に計算とされます。その場合は相続税を計算し、既に支払った三年以内の贈与税があれば差し引くという方法をとります。

相続時精算課税制度

暦年贈与制度に対して相続時精算課税制度というものがあります。これは相続税と関係で贈与税の規模を判定することになります。

7つの贈与税制の全体像



と贈与をワンセットで考えて、高い基礎控除を活用しようという仕組みです。贈与時には累積で二五〇〇万円の非課税枠があり、超えたら一律で二〇%の税率となります。
例えば、生前贈与で三〇〇万円、遺産として一五〇〇万円を残す場合で法定相続人が配偶者と子二人の場合です。三〇〇万円の贈与のうち非課税枠を超えた五〇〇万円に対して二〇%である一〇〇万円を仮納税します。その後、相続発生時に生前贈与の分は相続財産に加え、贈与と遺産の合計が四五〇〇万円。基礎控除の範囲内ですので税額は〇円。生前贈与の際に支払った一〇〇万円は還付されます。これが相続時精算課税の仕組みです。
住宅取得資金、教育資金、結婚・子育て資金
住宅取得資金贈与非課税の特例。これがすごい金額に